

## 日沿道新潟県境区間 I C 周辺土地利用基本計画策定検討委員会設置要綱

### (設置)

第 1 条 日本海沿岸東北自動車道を有効に活用した地域活性化を図るため、日沿道新潟県境区間 I C 周辺土地利用基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、日沿道新潟県境区間 I C 周辺土地利用基本計画に関する事項について検討し、鼠ヶ関 I C（仮称）周辺及びあつみ温泉 I C 周辺の土地利用等についてとりまとめた計画案を市長に報告するものとする。

### (委員)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) まちづくり、商工、観光、農業、水産業、交通事業又は道路事業等に関する知識経験を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から委員会が前条の規定により市長に報告するまでとする。

### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

### (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 18 日から施行する。